

5. 不正軽油は「危険な燃料」

脱税は納税者にとって許しがたい犯罪です。石油には高額な税金が課せられているため、脱税問題がしばしば発生します。特に目立つのが軽油で、まさに脱税との戦いの連続です。

原油を精製し、用途に応じたさまざまな石油製品が作られますが、軽油の品質に近いのが灯油とA重油です。軽油引取税は、1リットル当たり32.1円で、脱税すれば巨額な利益を得ることができることから、灯油とA重油に脱税防止のために添加されている識別剤「クマリン」を、硫酸などで除去した「不正軽油」を密造、販売する犯罪行為が後を絶ちません。

硫黄分の高いA重油が混和された「不正軽油」の使用はエンジンに悪影響を与え大気汚染の一因ともなります。不正軽油の使用は脱税への加担だけではなく、「危険な燃料」で走る自殺行為でもあるのです。

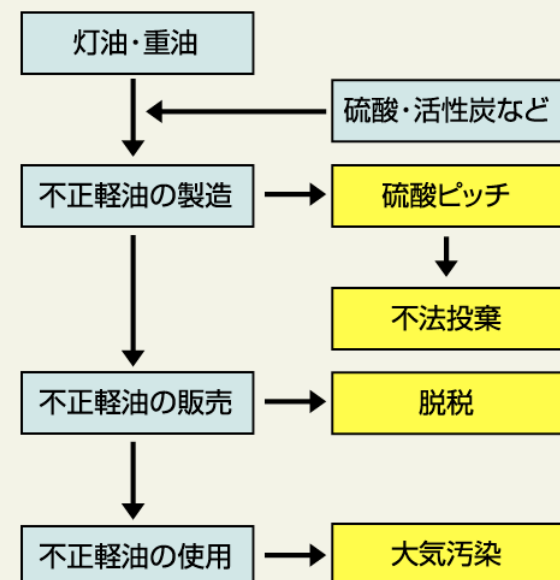


6. 環境を破壊する「硫酸ピッチ」

脱税を意図して密造される不正軽油の製造工程で、灯油とA重油に濃硫酸を加え、識別剤「クマリン」を除去するとき発生する、硫酸と廃油が混ざったコールタール状態の物質が硫酸ピッチです。強酸性で人体に直接接触すると皮膚がただれたり、目に入ると失明のおそれもあります。密造業者は、硫酸ピッチをドラム缶に詰めて不法投棄を繰り返していますが、ドラム缶は硫酸によって腐食し、硫酸ピッチは外に漏れ出して土壌や地下水や河川を汚染します。

2004年度末現在、全国32道府県で6万2000本(ドラム缶換算)もの不法投棄・不法保管があったことが分かっていますが、近年、不正軽油密造業者に対する罰則の強化や硫酸ピッチ対策の強化により、不法投棄・不法保管される硫酸ピッチの量は着実に減少しています。

●不正軽油の製造と硫酸ピッチ

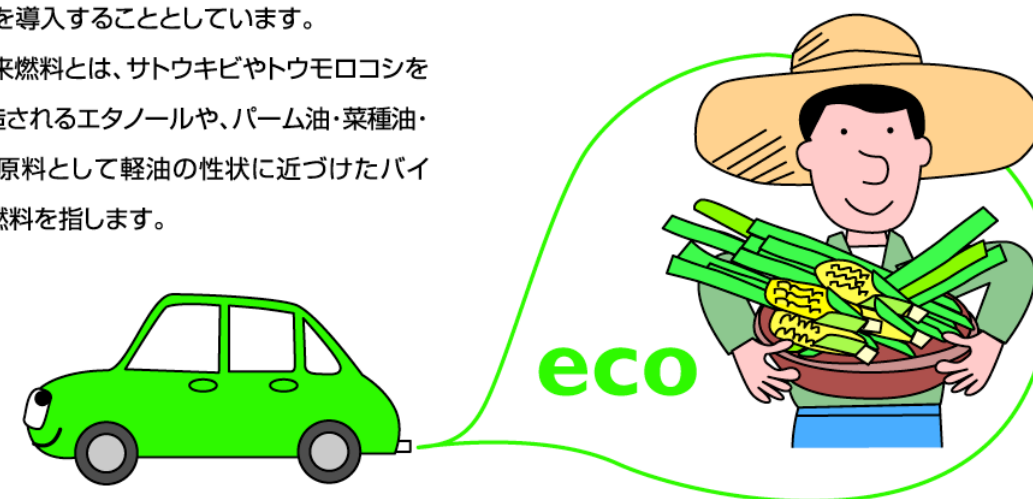


7. 地球温暖化対策とバイオマス燃料

地球温暖化防止のため、1997年に先進国が温室効果ガスの削減を公約した「京都議定書」が2005年に発効しました。わが国は目標達成計画を策定して、温室効果ガスの90%を占めるCO₂の排出量を削減するため、2010年度に、輸送用燃料(ガソリン及び軽油)のうち原油換算50万キロリットル分について、バイオマス由来燃料を導入することとしています。

バイオマス由来燃料とは、サトウキビやトウモロコシを原料として製造されるエタノールや、パーム油・菜種油・大豆油などを原料として軽油の性状に近づけたバイオディーゼル燃料を指します。

植物は、成長過程で光合成によりCO₂を吸収しているため、これらの燃料の燃焼によるCO₂排出量は算定の対象外(カーボン・ニュートラル)とされています。わが国がバイオマス由来燃料の2010年度の導入目標を達成するためには、エタノールやバイオディーゼル燃料の相当量の輸入が必要となります。



8. 石油コージェネってなあに?

灯油やA重油などを燃料として、電気と熱を同時に作り、これらを利用することによってエネルギー利用効率を向上させるシステムを「石油コージェネレーション」といいます。石油を燃料に、ディーゼル発電機やガスタービン発電機で電気を作りながら、発生する熱を回収して冷暖房や給湯を行うシステムです。

電気と排熱の2形態でエネルギーを有効活用することで、燃料が本来持っているエネルギー利用効率を75%以上にすることができます。従来のシステムでの利用効率は50%程度ですから、燃料代などのランニングコストが大幅にお得になります。

さらに石油コージェネレーションは、環境にも優しいという利点があります。地球温暖化の元凶のひとつとされるCO₂の排出量を、3割低減させることが可能です。近年は、小規模化も実現されたため、電気と熱を大量に使う工場などだけでなく、ホテルやショッピングセンター、病院などの施設でも利用されています。

●灯油・A重油などの燃料

